

報告第5号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成20年5月27日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区特別区税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

足立区長 近藤 弥生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年4月30日

足立区長 近藤 弥生

足立区条例第34号

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

付則第3条の5第3項中「記載した」の次に「区民税住宅借入金等特別税額控除」を、「区長に提出した場合（」の次に「区民税の納税通知書が送達された後に区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、区長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加える。

付則第14条第1項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第9項」に、「附則第18条の6第22項」を「附則第18条の6第17項」に改め、同条第2項中「。第8項において同じ」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第14項」を「附則第35条の3第12項」に改め、同条中第7項及び第8項を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行日前に改正前の足立区特別区税条例付則第14条第7項の区民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を

改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日前」とする。